

## 周南市組合等消費喚起活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の拡大防止及び感染症による生活・経済への影響緩和を図ることを目的に、経済団体その他の団体が行う共助による消費喚起活動を支援するため、予算の範囲内で周南市組合等消費喚起活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「消費喚起活動」とは、一般消費者の消費を喚起することを目的に市内で実施する共助活動をいう。

(補助対象要件)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号に定める要件の全てを満たすものとする。

- (1) 別表に掲げる団体（以下「組合等」という。）であること。
- (2) 法令等を遵守していること。
- (3) 公序良俗に反する事業を営んでいないこと又はそのおそれのないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者が構成員となっている組合等は、補助金の交付対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団員防止法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（暴力団員防止法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

(補助金の額等)

第4条 補助金の対象経費は、組合等が行う消費喚起活動に要した経費（当該消費喚起活動に係る感染症対策に要する経費を含む。）から、次に掲げる経費を除いた経費とする。

- (1) 飲食に係る経費

- (2) 資産形成に係る経費
  - (3) 消費額の20%を超える消費者還元費用
  - (4) その他市長が不相当と判断する経費
- 2 補助金の額は、前項の対象経費から当該消費喚起活動による収入の額を控除した額とし、同一の組合等につき1年度当たり200万円を限度とする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。  
(補助金の交付申請及び交付決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書(規則別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、事業実施の2週間前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 定款の写しその他組合等の設立が確認できる書類
  - (2) 1年以上の事業実績が確認できる書類(共助団体に限る。)
  - (3) 事業計画書
  - (4) 収支予算書
  - (5) 市税の滞納のないことの証明書
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金等交付決定通知書(規則別記第2号様式)により申請した者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金を交付することが不相当と認めたときは、速やかにその旨を書面により申請した者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 前条第2項の規定により交付決定を受けた者(以下「認定活動事業者」という。)は、当該消費喚起活動が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、規則第16条の規定により、市長に対して実績報告を行わなければならない。

- 2 市長は、前項の実績報告があったときは、第5条第2項により通知した額を上限として、規則第17条の規定により、補助金の額を確定し、認定活動事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条第2項の規定により通知を受けた認定活動事業者は、規則第19条第2項の規定により、補助金の請求を行うものとする。

2 市長は、前項の請求が適正な請求であったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第8条 市長は、認定活動事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他この要綱に違反したと認められるとき。

(権限移譲等の禁止)

第9条 認定活動事業者は、補助金の交付を受ける権利を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月9日から施行する。

附 則 (令和2年8月25日要綱第110号)

この要綱は、令和2年8月25日から施行し、令和2年6月9日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の周南市組合等消費喚起活動支援補助金交付要綱の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

	区分	団体
1	経済団体等	ア 徳山商工会議所 イ 新南陽商工会議所 ウ 熊毛町商工会 エ 鹿野町商工会 オ 都濃商工会 カ 周南観光コンベンション協会
2	組合	ア 周南料飲組合 イ 周南西料飲組合 ウ 徳山旅館組合 エ 湯野温泉旅館組合 オ 湯野温泉事業協同組合 カ 山口県美容業生活衛生同業組合
3	共助団体	以下の全てに該当する団体 ア 市内に本拠がある。 イ 主たる構成員が同業種の事業者である。 ウ 構成員の共助を目的としている。 エ 法人格又は規約を有している。 オ 1年以上の活動実績がある。